

入札説明書

県有施設低濃度 P C B 含有可能性受変電設備更新・分析業務委託

保第 R 8－委 5 号

令和8年7月

奈良県総務部管財課

入 札 説 明 書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

この業務の入札に参加しようとする者（共同企業体としてこの業務の入札に参加する者にあつては、共同企業体構成員の全て）は、次の条件を全て満たしていること。

（１）委託業務共同企業体の資格要件

委託業務共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）の出資比率等は、入札公告第２のとおりであること。

（２）資格要件

ア 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２第１項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「新法」といいます。）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」といいます。）第３０条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

オ 平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

カ 平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

キ 平成３０年６月７日以降に、県土マネジメント部、食農部、環境森林部（森林環境課及び県産材利用推進課に限る。以下同じ。）又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約し、かつ、過去２か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙１（<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食農部及び環境森林部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。）が７５点未満の場合は、その工事が完成し、かつ、引渡しが完了していること。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事实績がない場合は、７５点以上とみなします。

2 競争入札参加申込書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 競争入札参加申込書は様式 S 0 により作成してください。
- (3) 競争入札参加申込書については、書留郵便又はこれに準ずるもの（送達の記録が残るものに限る。）により 15 に定める場所へ提出してください。

3 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出してください。

対象書類	・競争入札参加資格確認申請書（様式 S 1－1 又は S 1－2） ・委託業務共同企業体の構成に関する協定書（様式 S 2） （共同企業体としてこの業務の入札に参加する者） ・委任状（共同企業体としてこの業務の入札に参加する者） ・統括管理責任者報告書（様式 S 9） ・統括管理者報告書（様式 S 10） ・配置技術者の資格・工事経歴報告書（様式 S 6－1（必要により 様式 S 6－2））
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	書留郵便又はこれに準ずるもの（送達の記録が残るものに限る。）によります
提出先	15のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

※ 様式 S 0 を同封してもかまいません。

※ 共同企業体としてこの工事の入札に参加する者にあつては、委託業務共同企業体の構成に関する協定書（様式 S 2）及び共同企業体の代表者に対する委任状は、書留郵便又はこれに準ずるもの（送達の記録が残るものに限る。）により入札公告第 3 に記載のとおり各 1 部提出してください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は様式 S 1－1 又は S 1－2 により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（ウ）のとおりとし、次に従い作成してください。

なお、共同企業体としてこの業務に参加する者にあつては、（ア）及び（ウ）について

は、共同企業体の代表者が作成し、（イ）については、全ての共同企業体構成員が作成してください。

（ア）統括管理責任者報告書

入札公告第2に掲げる条件を満たす配置予定の統括管理責任者を様式S9に記載してください。また、第一種電気工事士免状及び定期講習修了証の写し並びに3か月以上の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証（表・裏）の写し等）を添付してください。

なお、様式S9で提出する統括管理責任者は、技術提案書様式12で提出する統括管理責任者と同一でなければなりません。

また、統括管理責任者等申告書（入札時に提出）で提出する統括管理責任者は、様式S9で提出する統括管理責任者から選任しなければなりません。

（イ）統括管理者報告書

入札公告第2に掲げる条件を満たす配置予定の統括管理者を様式S10に記載してください。また、第一種電気工事士免状及び定期講習修了証の写し、又は第二種電気工事士免状の写し、並びに3か月以上の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証（表・裏）の写し等）を添付してください。

なお、統括管理責任者等申告書（入札時に提出）で提出する統括管理者（共同企業体としてこの入札に参加する者にあつては、共同企業体の代表者の統括管理者）は、様式S10で提出する統括管理者から選任しなければなりません。

（ウ）配置技術者の資格・工事経歴報告書

入札公告第2に掲げる資格があることが判断できる配置技術者の資格及び従事経験を様式S6-1に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証（表・裏）の写し等）を添付してください。競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し（表面及び監理技術者講習修了履歴の記載がある裏面）を添付してください。様式S6-1で提出する監理技術者を2つの工事現場で兼務させる（特例監理技術者を置く）場合は、専任の監理技術者補佐を様式S6-2に記載してください。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであることを要します。添付書類は、監理技術者と同様の書類、又は主任技術者の資格を証する書類及び当該資格と同一の業種に係る一級の技術検定の第一次検定に合格したことを証明できる書類の写しとします。

なお、統括管理責任者等申告書（入札時に提出）で提出する配置技術者（共同企業体としてこの入札に参加する者にあつては、共同企業体の代表者の配置技術者）は、様式S6-1で提出する配置技術者から選任しなければなりません。

（3）競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

（4）競争入札参加資格の確認は、入札参加者すべてに対して行うものとします。

（5）競争入札参加資格確認申請書の提出者に対する適否の通知

競争入札参加資格の適否の審査結果については、入札公告第3に記載の期日までに書面により通知します。

（6）競争入札参加資格の適否に対する理由の説明

入札参加を認めない旨の通知を受けた者は、入札公告第3で指定する期日までに入札公告第3に指定する場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。

（7）（6）により説明を求められたときは、入札公告第3に記載の期日までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

(8) その他

- ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

4 技術提案書に関する事項

(1) 技術提案の評価項目は、落札者決定基準に記載のとおりとします。

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は落札者決定基準のとおり。

- (3) 技術提案書について、業務名・業務番号が適正でない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとします。
- (4) 技術提案書について、業務名・業務番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、統括管理責任者の氏名が記載されていない場合、統括管理責任者の氏名が入札時に提出する統括管理責任者の氏名と異なる場合は失格とします。

5 技術提案書等の作成等

- (1) 技術提案書等を様式7及びその添付資料により作成してください。
- (2) 技術提案書等の提出方法は、書留郵便又はこれに準ずるもの（送達の記録が残るものに限る。）に限りします。封筒に＜業者名(共同企業体名称)＞、＜開札日＞、＜業務名＞、＜業務番号＞及び「技術提案書在中」と朱書きし、奈良県総務部管財課長あてとして入札公告第3で指定する提出期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。
- (3) 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。
- (4) 様式7の自己申告評価点算出欄に、落札者決定基準で定める各評価（審査）基準をもとに自己採点した点数を記載してください。
- (5) 提出された技術提案書等を確認した結果、様式7の自己申告評価点算出欄に記載の申告点数（企業の施工実績等の合計（自己申告評価点）を含む。）に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱うものとします。
 - ア 点数が過大評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について適切な点数に修正の上、評価します。
 - イ 点数が過小評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について記載された点数により評価します。（点数の修正は行いません。）
 - ウ 点数が記載されていない場合（点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。）、「配点」欄に設定のない点数を記載した場合は、当該評価（審査）項目における最低の点数に修正の上、評価するものとします。
- (6) その他
 - ア 提出された技術提案書等は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
 - イ 提出された技術提案書等は、返却しません。
 - ウ 提出された技術提案書等の提出期限後における再提出は認めません。
なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

- エ 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって辞退したものとみなします。
- オ 提出された技術提案書等の内容について、疑義がある場合は、必要に応じて技術提案書等の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

6 入札の手続

- (1) 提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。入札書は、**内訳書及び統括管理責任者等申告書**を添付の上、郵送により提出してください。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札書は、入札金額を明示し、業務番号、業務名及び業務場所、住所（所在地）（入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体の名称並びに共同企業体代表企業の所在地）、商号又は名称及び代表者氏名を記載するとともに、代表者の押印（入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体代表企業の代表者の押印）が必要です。
- (4) 入札書の提出は、**書留郵便**に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に『<業者名（共同企業体名称）>、<開札日>、<業務名>、<業務番号>及び「入札書在中」』を朱書きするとともに、入札書、**内訳書及び統括管理責任者等申告書**を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印等の処理をしたもの）を表封筒に入れ、奈良県総務部管財課長あての親展として、入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。
- (5) 競争入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。
- (6) 入札書に記載する金額は技術提案書で評価された内容を反映していなければなりません。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (5) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第6の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定します。くじを辞退す

ることはできません。当該入札者本人又はくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。

落札者の決定後、入札結果を閲覧に供します。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県総務部低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日（その日が県の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の午前9時から正午までの間に15に定める場所へ提出するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

- (4) (1)にかかわらず、次に該当する者が、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った場合は失格となります。

- ・平成30年6月7日以降に、県土マネジメント部、食農部、環境森林部又は水道局が入札公告を行った工事において調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として契約し、かつ、過去2か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1（<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食農部及び環境森林部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。）が75点以上の者で、その工事の完成・引渡し完了していない者。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなします。

9 内訳書に関する事項

- (1) 内訳書は、レベル1、レベル2、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「業務番号」、「業務名」及び「業務場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。

- (2) 内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 内訳書を提出しない場合

イ 入札書に記載された入札金額と内訳書の「業務価格」欄に記載された額が異なっている場合

ウ 内訳書の各計及び合計が正しくない場合

エ 内訳書において設計図書等に示された各項目の額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

- (3) この業務の入札において使用する「内訳書」の様式を作成しています。

内訳書は、必ずこの様式を使用のうえ、(1)及び(2)に留意して作成してください。

10 統括管理責任者等申告書に関する事項

- (1) 統括管理責任者等申告書に記載された統括管理責任者の氏名と技術提案書様式12に記載された統括管理責任者の氏名が異なる場合は、失格とします。

- (2) 入札書に統括管理責任者等申告書が添付されていない場合は失格とします。

11 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。
- (2) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払わない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。
- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (4) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、「県土マネジメント部土木工事重点監督実施要領」第7条に基づく品質管理を実施することとします。
- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として契約する場合においては、当該者又は当該構成員の、県土マネジメント部、食農部、環境森林部又は水道局が入札公告を行った工事における過去2か年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1（<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食農部及び環境森林部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。）が75点未満の場合、当該契約対象工事が完成し、かつ、引渡し完了するまで、県土マネジメント部、食農部、環境森林部又は水道局が入札公告を行う新たな工事の入札に参加することができません。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなします。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として契約する場合においては、当該者又は当該構成員の、県土マネジメント部、食農部、環境森林部又は水道局が入札公告を行った工事における過去2か年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1（<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食農部及び環境森林部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。）が75点以上の場合、当該契約対象工事が完成し、かつ、引渡し完了するまで、県土マネジメント部、食農部、環境森林部又は水道局が入札公告を行う新たな工事の入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、落札者としません。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなします。
- (7) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合においては、入札公告第1の4に定める業務期間の始期が変更となることがあります。

12 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者（共同企業体としてこの業務の入札に参加する者にあつては、共同企業体構成員のうち1者以上）が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

13 統括管理責任者等の変更

業務の施工に当たって、統括管理責任者及び配置技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りです。

14 別に配置を求める技術者

- (1) 調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合には、入札公告第2で定める技術者と同様の要件を満たす者を、入札公告第2で定める技術者とは別に、専任で1名現場に配置してください。
- (2) この技術者は、業務期間中は、入札公告第2で定める技術者を補助し、入札公告第2で定める技術者と同様の職務を行うものとします。
- (3) この技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を入札公告第2で定める技術者の通知と同様に通知してください。

15 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部管財課保全係
電 話 0742-27-8551 (直通)
メールアドレス kanzai@office.pref.nara.lg.jp

16 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を15に記載の提出先に電子メールで提出してください。